

別表

障がい種別		等級および割引種別	① 介護人付無料乗車証	② 無料乗車証	③ 割引証	
身体障がい者	視覚障害		1級から3級および4級の1	—	4級の2、3および5級から6級	
	聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	2級および3級	—	4級および6級	
		平衡機能障害	—	—	3級および5級	
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		—	—	3級および4級	
	肢体不自由	上肢		1級、2級の1、2	—	2級の3、4および3級から6級
		下肢		1級から3級(※1)を含む	—	4級から6級(※1)を除く
		体幹		1級から3級	—	5級
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級	—	3級から6級
			移動機能	1級から3級	—	4級から6級
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓、じん臓、呼吸器または小腸の機能障害		1級、3級および4級	—	—
		ぼうこう又は直腸の機能障害		1級および3級	—	4級
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害		1級から4級	—	—
	知的障がい者		AおよびB1	—	B2	
精神障がい者		1級	2級	3級		
戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定に基づき戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表に規定する障がいの程度が次のもの		—	項症	款症		
その他		(※2)	(※3)	—		

(注)上記の障がい種別および等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号(平成30年7月1日現在)によるものである。

(※1)下肢の4～7級の障がいの複合により下肢の等級が3級以上となっている者

①介護人付無料乗車証	(※2) ・12歳未満(12歳の小学校在学中の方を含む)の身体、知的、精神障がい者 ・大阪市で、身体障害者旅客運賃割引規則の1種として認める者
②無料乗車証	(※3) ・原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号)第3条の規定に基づき被爆者健康手帳の交付を受けているもの ・身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者が通学、通勤、または社会福祉施設への通所に際し、その送迎のため特定区間について単独乗車を必要とする介護人。
④割引証	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の規定による、特別児童扶養手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令207号)別表第3の1級に該当することにより支給されるものに限る。)受給者。生活保護受給者は対象外。